

ミャンマー：法務基本情報

名称	留意点
1.進出形態	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資法及び同法規則、会社法、並びに経済特区法 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 進出形態の選択肢としては、現地法人及び支店がある。現地法人と支店は、行うことができる業務の範囲は、基本的には同一である。 ※駐在員事務所（Representative Office）については、金融機関等の限定された業種についてのみ認められている。 不動産長期リース（1年超）を取得したい場合や、税務インセンティブ（法人税免税、免税輸出入等）を取得したい場合には、投資委員会（MIC）の投資認可、又は経済特区への進出であれば経済特区管理委員会の投資認可を取得する必要がある。 このように、進出のオプションとしては、通常以下のものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> 支店での進出 現地法人 現地法人+MICの投資認可 現地法人+経済特区管理委員会の投資認可 2018年8月施行の新会社法では、外資が35%超の株式を保有する会社が、外資会社とされている。 新会社法では、株主、取締役ともに1名でも良いが、取締役1名はミャンマーの通常の居住者（年間183日以上滞在等）であることが要求される。
2.競争法	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争法及び同法規則 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ミャンマーにおいては、競争法及び同法規則が存在するが、2019年1月現在、競争法は実質的に運用されていない。
3.不動産法制	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 憲法、不動産譲渡制限法、投資法及び同法規則、経済特区法、並びに condominium法及び同法規則 <p>【ポイント】</p> <p>不動産の権利一般</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ● ミャンマーにおいては、憲法上、土地の所有権は国家に属するとされており、私人又は私企業がこれを所有することはできない。但し、土地を永久かつ無償で使用できる権利も存在し、これをもって「土地を所有している」という表現が、一般的に使われている。 ● ミャンマーにおいては、土地に関する権利を一般的に定めた法令は存在せず、土地の権利の種類及び内容は多種多様である。代表的なものは、freehold（永久無償の使用権（一般的に所有権と呼ばれている。）、grant（期間を定めて国家から付与される使用権）などがある。 <p>外国人に対する所有、長期リースの禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人、外資会社は、不動産の所有し、又は1年超のリースを受けることはできない（不動産譲渡制限法）。 ● これらの禁止の対象となる外資会社の定義については、新会社法の上記外資会社の定義（外資35%超を外資会社とする）の変更の影響を受けるといわれており、また不動産譲渡制限法の解釈の見直しの可能性も指摘されている。 ● 外資企業に対する長期リースの禁止に関しては、投資法の不動産権利承認の手続（前提として、MICの投資認可が必要）を経れば、最長50年（及び10年の延長2回）の長期土地リースが許容される。経済特区における投資についても、ほぼ同様の長期リースが認められている。 ● コンドミニアム法及び同法規則においては、面積ベースで40%を上限として外国人のコンドミニアムの所有が認められている。但し、これが認められるのは同法に基づき登録したコンドミニアムに限られるところ、同法の運用は2019年1月現在、開始されていない。
<p>4.労働法</p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 雇用及び技術向上法、工場法、店舗及び商業施設法、最低賃金法、賃金支払法、休暇及び休日に関する法律、社会保障法及び同法規則、労働組合法、並びに労働紛争解決法及び同法規則 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従業員を雇用した場合、30日以内（研修期間、試用期間を除く）に雇用契約書を締結する必要がある（罰則あり）。 ● 雇用契約書については、雇用及び技術向上法が21項目の必須記載事項を定めている。 ● 雇用契約書については、労働局への届出が義務付けられているところ、現状では、政府の雇用契約ひな型を使用しないと届出が受理されない。届出に際しては、政府ひな形の内容を修正することは許されないが、各社ごとの懲戒事由等

	<p>を記載した別紙の添付が認められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 残業時間の上限は、オフィス、店舗等（店舗及び商業施設法の適用対象）については、週 12 時間（特別の事情がある場合は、週 16 時間）で、午前 0 時を超えることができない。他方、工場等（工場法の適用対象）には特別の残業時間の制限は定められていないが、残業について事前に労働局に届け出が必要。休日出勤及び残業については、倍額の給与を支払う必要がある。 ● 最低賃金については、2018 年 5 月 14 日付で、1 時間あたり 600 チャット（約 50 円）、1 日（8 時間）あたり 4800 チャット（約 400 円）に変更されている。 ● 休暇に関し、12 か月間勤務した者について年間 10 日の有給休暇が、6 か月間勤務した者について年間 30 日の有給の医療休暇が認められる。また、臨時休暇（冠婚葬祭等）が年間 6 日、産休が産前 6 週間、産後 8 週間、いずれも有給で認められている。 ● 外国人とミャンマー人の雇用人数比等を制限した法律はないが、投資法上、単純労働については、ミャンマー人のみを雇用しなくてはならないとされており、シニアマネージャー、技術又は運営の専門家、アドバイザーについても、能力向上プログラムを提供した後、代替する形でミャンマー人を雇用しなくてはならないという義務が規定されている。 ● 解雇に関し、法定の補償金を支払う義務が規定されているが、その他、法律上特段の制限はない。但し、上記の政府のひな型には、任意の解雇を制限する内容がある。
<p>5.知的財産権法</p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 刑法、特定救済法等 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ミャンマーにおいては、私的発明権及び特許権等の権利は憲法で保障されているものの、2019 年 1 月現在、実体的に有効な知的財産法は存在しないが、刑法、特定救済法の規定や、英国のコモンローに由来する passing-off action（詐称通用訴訟）の理論等により、一定の保護が図られている。 ● 実務上は、商標について Registration Act に基づき、3 年ごとに登録所（契約書等の書面を公的に認証（登録）する官署で、商標の登録情報の管理は行っていない。）において商標を登録するとともに、新聞広告において警告通知（Trademark Caution）を掲載する方法が採られている。 ● 現在、国会で著作権法、特許法、工業デザイン法、商標法の各法案が審議中である。なお、ミャンマーは、1995 年 1 月に WTO に加入しており、加盟国として TRIPS 協定の要求するレベルの法整備を行う義務を負っているが、現在は履行の経過措置（2021 年 7 月 1 日まで）の状態にある。

<p>6.裁判制度・仲裁</p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟法、仲裁法等 <p>【ポイント】</p> <p>裁判制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ミャンマーにおいても、三審制の裁判制度が存在している。 <p>裁判管轄の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本など外国の裁判所を管轄裁判所とすることは可能であるが、日本とミャンマーの間では外国判決の承認は行うことができず、日本の裁判所の判決をミャンマーにおいて執行することはできない。 <p>仲裁</p> <ul style="list-style-type: none"> ミャンマーも、仲裁判断の国際的承認の枠組みであるニューヨーク条約に加盟しており、かかる外国仲裁判断承認の手続を定めた仲裁法も 2016 年に成立している。但し、現在のところ前例に乏しいため、外国仲裁判断承認の手続の安定性には疑問がある。
<p>7.外国為替管理・輸出入管理</p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国為替管理法、中央銀行通知 2014 年第 7 号等 <p>【ポイント】</p> <p>外国為替管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国為替取引を規制している外国為替管理法は、外国為替取引を經常取引 (Ordinary Transaction) と資本取引 (Capital Transaction) に分け、前者については、障害なく行うことができることを規定する一方、資本取引については、これを制限する規則を制定できるとしている。 親会社・子会社間の貸付も含め、海外からのローンには、中央銀行の個別認可が必要とされる。認可に際しては、借入を行う現地法人の資本・負債比率、借入利率等が審査される。 <p>輸出入管理</p> <ul style="list-style-type: none"> いわゆる Trading の禁止（法令上の明文はないが、外資に認められるのは基本的に service business であり、trading は認められず、外資企業が、輸出入、卸売、小売をすることができないという 2002 年から採られている考え方）により、外資企業は基本的に輸出入をすることができない。 2018 年 5 月 9 日付で、商業省から外資の卸売、小売の参入についての基準を定めた商業省通知 2018 年第 25 号が発せられている。同通知は、優先物品リスト記載の商品について、以下の投資額等の要件を充足すれば、外資会社についても卸売、小売のライセンスを付与できるとしている。

	<p>外資 100%の会社又は外資 80%超（内資 20%未満）の外資内資合併会社 卸売：初期投資 500 万ドル以上（地代等は除く） 小売：初期投資 300 万ドル以上（地代等は除く）</p> <p>外資 80%以下（内資 20%以上）の外資内資合併会社 卸売：初期投資 200 万ドル以上（地代等は除く） 小売：初期投資 70 万ドル以上（地代等は除く）</p>
8.コンプライアンス	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑法、腐敗防止法、及び贈答品に関する大統領府ガイドライン <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑法及び腐敗防止法が、行為者及び行為類型ごとに賄賂罪を規定している。腐敗防止法は、公開会社への賄賂も適用の対象としており、商業賄賂として側面も有する。 贈答品に関する大統領府ガイドラインにより、2 万 5000 チャット（約 2000 円）以下のもの（但し、年間あたりの一組織/個人からの受領が 10 万チャット（約 8000 円）を超えることはできない。）、ティンジャン（ミャンマー正月）等の宗教的な主要行事での 10 万チャット（約 8000 円）を超えない贈答等は許容されている。
9.撤退	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社法 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地法人の撤退に際しては、会社清算手続を経る必要がある。 清算手続については、英国法をベースとした制度となっており、裁判所が関与しない voluntary winding up 及び裁判所の関与の下行われる winding up by court に別れており、前者については債務超過ではない場合の簡易な手続（member's voluntary winding up）と債務超過の場合の手続（creditor's voluntary winding up）に分かれる。 清算手続については、清算人等による裁判所での宣誓、新聞及び官報での公告、清算財務諸表の作成及び納税証明書の取得等、複雑な手続を経る必要があり、1 年以上の期間が必要となるのが通常である。 清算手続後の残余財産については、適切な納税がなされていれば海外に送金することが認められている。

10.その他<外国投資規制>

【主要法令】

- 投資法及び同法規則、MIC2017年15号通知（ネガティブリスト）等

【ポイント】

- 投資法及び同法規則は、①禁制品等の投資禁止分野、②政府又は政府と契約した場合のみ実施することができる分野、③外資禁止分野、④外資は、ミャンマー資本との合弁形式のみで進出できる分野、⑤投資について監督官庁の承認を要する分野という分類で投資禁止・制限分野を規定している。
- このように投資法及び同法規則は、制限業種以外は自由に行うことができるというネガティブリスト方式を採用している。しかしながら、投資制限分野を具体化したネガティブリストの内容が広範であり、また、投資法の枠外の個別の法規制による外資規制が存在すること、ネガティブリストに記載されていない事実上の規制も存在することもあり、外国投資規制については個別の事案ごとの検討が必要となる。